

平成十九年四月二十日受領
答弁第一六六号

内閣衆質一六六第一六六号

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政官関係をめぐる外務省の認識に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出政官関係をめぐる外務省の認識に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねの外務省関係部局は、外務省欧亜局（当時）であり、お尋ねの時期の外務省欧亜局の責任者は、西村六善欧亜局長である。

二について

御指摘の国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事に係る入札参加資格決定に際し、鈴木宗男衆議院議員は、北海道内ではなく根室管内に本社を有する者に同資格を改めるよう外務省職員に求めるなどの関与を行ったと承知している。外務省としては、このことが社会通念上あつてはならないことであつたと認識している。

三について

御指摘の国後島棧橋改修工事に係る入札参加資格決定に際し、鈴木宗男衆議院議員は、同工事の施工に地元業者を使うよう外務省職員と支援委員会事務局職員に強く要望するなどの関与を行ったと承知している。外務省としては、このことが社会通念上あつてはならないことであつたと認識している。

四及び五について

御指摘の緊急避難所兼宿泊施設の建設及び栈橋改修工事は、我が国国民が北方四島において北方領土問題に関する我が国の立場を損なわない形で一定の活動を行うために設定されている日露間の枠組みの実施に関連して行われていたこと等から、北方領土問題に関する我が国の立場を損なうものではないと考えている。